

長崎市告示第468号

長崎市に住民登録をしている次の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を令和8年6月12日に職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

氏名 松田 睦月

住所 長崎県長崎市稲田町6番1号 フォレストヒルズ稲田302号

令和8年6月29日

長崎市長 鈴木史朗

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、長崎市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長崎市を被告（訴訟において長崎市を代表する者は、長崎市長となります。）として、処分の取消しを求め訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 上記1、2にかかわらず、上記1、2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由がある場合は、認められる場合があります。